

16. その他のご意見

アンケート形式ではなく、ご意見のみで送付されたものは15件であった。

職業(団)	年齢	自由意見のみ送付
1		<p>お疲れ様です。私は歯科医師を25年以上天職と信じて生きてきた者です。日頃の保健所の在り方について一言も申し上げます。保健所の所長様が医師でなければならない理由は何処にあるのでしょうか?現在、日本国に於いて、保健所が対応しなければならない事案は多様化していると感じています。たとえば、BSE問題・SARS問題・エイズ問題等々を始め、私が一番関心があるフッ素口洗問題等、各分野にそれぞれの専門化が対応しなければならなくなっています。こんな世間情勢の中、保健所長が医師に限定される事態が異様に思われてならないのは私だけではないと感じています。医科だけの知識で保健行政が執行されて良いのでしょうか?それぞれの専門家が保健行政に関わって国民の安全と健康を守っていくのが保健所の役目である考えます。高齢化社会を迎えた日本国だから、住民の健康に対する意識が肥大化した今だから、国民の事を考えて、各都道府県の保健所においては、医師はもちろんの事、歯科医師・薬剤師・看護士・ケアマネージャー・管理栄養士等の国家資格を持った人物を、各地域のニーズにバランスを持って任命すべきだと思います。だから、保健所長を医師と限定する理由が理解できません。各分野、餅は餅屋に任せらる位の感覚で保健行政を執行していただきたいと念じて降ります。パソコン時代にささやかな抵抗をしている自分をむなしく思いながら、メールを打ってます。</p>
6 医師	30	<p>議論の要点は、医師の専門知識が、保健行政に必用であるか、という点であろうと思われるが、その専門性と行政的権限及び責任を分離しても、保健所長の権限の元は地方自治体の長からの委任である点を鑑みて、最終的には、その判断の責は地方自治体の長が負うことに留意すべきである。</p> <p>上記の前提に立って、あくまでも地方自治体がそのダイナニズムを保持しつつ独自の地域施策を実行していくという行政モデルを推し進めるのならば、以下の案を具体的な解決策として提案したい。</p> <p>提案 保健所を設置する地方自治体が、その主体的判断により、保健所長あるいは統合型施設の保健部門の長に医師を配置しない場合は、担保として、当該自治体内に「医監」の職位設置を義務付ける。</p> <p>また、保健所長以外の保健所勤務医師の専門性を行政の中で十分に生かすため、保健所勤務医師には(地方自治体)医官として自治体職階から独立した職位を当てる。</p> <p>ただし、医監および医官の職位と、地方自治体の職制とは独立のものであるが、職制の中での実際の地位の規定および運用については、地方自治体の主体性に任せられるべきである。この案の利点は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 医師の専門性を生かす行政内の地位を規定することにより、所長としての限られた「場」の権限のみから、地方自治体の保健医療福祉分野事業に幅広く参画ができる。 2) 地方自治体における独自性を生かすことのできる柔軟な行政システムの構築に役立つ。 3) 地方自治体において医監の地位のある自治体が存在しており、制度の確立の困難は比較的小なものと思われる。 4) 医官については新たな設置となるが、各種施策へ主体性を持って参画可能な地位の存在は、現在在職中の医師の意欲を高め、さらに今後の地域公衆衛生領域への医師の参加に有益である。 <p>想定可能な例としては、SARS、O157等の健康危機発生等の緊急時において、当該担当部署の参事等の併任を任命することにより、実際に応援業務が可能となり、専門家の機動的人員配置が実現できるであろう。緊急事態終結時には、併任を解けばそのままもとの業務に復帰、複雑な人事は不要となる。</p> <p>ただし、保健所の診療所業務については、従来通り管理者として医師が必須であり、診療所業務ができないれば、治療薬の配布・臨床検査の一部が不可能となるため、保健所における医師配置を不要とするものではない。</p> <p>医師でない保健所長について、その人事は自治体行政の主体性が発揮されて当然であるが、高度の専門性が必要であることから、一般行政職からの任用では保健所の担当部署(会計・総務を除く)について少なくとも10年以上の実地の担当経験、保健師・看護師は7年以上、獣医師・薬剤師についても5年以上の実地経験を要件として加えるべきであろう。研修については、従来医師に課せられていた通りの研修が必用であり、またその内容についても、行政判断のあり方、リスク管理のあり方等、より充実したものにすべきと思われる。</p> <p>また、保健所の運用については、行政責任の明確化が求められるため、感染症対策や保健活動等の方針及び実施指針を策定する会議については、すべからく議事を記録に残し、地域住民の情報開示請求に応えられる体制が必用となるであろう。</p>
7 保健所職員		地方分権委員会で、国民の利益を騙って、無益なポスト争いをするのは、もうやめましょう。
20 保健所職員		<p>保健所長は医師であって欲しいと思います。</p> <p>県民の健康づくりをすすめていくには公衆衛生の幅広い知識を持ったDrが必要で、行政職の人が異動で所属長になると、たとえスタッフの中にDrがいるとしても専門的な指導の元での事業計画、医療機関との調整などできないと思います。でも、HClに赴任されているDrの中には、行き場がなくて配属されたDrもいると聞いたりします。</p> <p>行政手腕も発揮できるDrが是非所長であってほしいです。</p>
21 保健所職員		医療との関係が強いため、やはり対外的なことを含めて医師であることが望ましいとは思うが、やはり、所長として所を動かしていける幅広い知識や判断力、人柄など、リーダーシップ力をもっていれば、必ずしも医師でないとという考えではなくてもよいと思う。
22 保健所職員		<p>保健所機能としては、医療、保健というのは切り離せない。</p> <p>結核・難病・母子など担当者ではどうしても判断しかねることもあるので、知識のある医師の判断を仰ぐ必要があることが多い。所長は医師であることが望ましいと個人的に思う。</p> <p>でも、保健所長に仰がなくても他で相談できる機能があればきちんと整備され、タイムリーな動きがとれると保障されるのであれば、必ずしも医師でなくても良いと思う。</p>

25	医師	<p>神奈川県保健福祉事務所は保健所として、ア)市町村の様々な保健事業に対し支援・援助、イ)結核・感染症対策等の広域的・専門的な保健サービスの提供、ウ)医療機関の実地調査等及び地域の医療関係者・保健衛生関係者との連絡・調整、エ)小児医療援護、難病対策、精神障害者対策等、オ)環境衛生、食品衛生等の保健サービスなど多くの事業を行っているが、それらの事業に異常が発生した場合は健康被害をおこす危険性が高く、医学的知識を必要とする業務である。</p> <p>そのような保健所の業務を責任をもって行ううえで、保健所長は管内の保健医療の動向を認識し、広い範囲の保健衛生部門を指導する人材として、医学的知識を持った医師であることは不可欠であると考える。</p> <p>特に、この数年間、松本サリン事件、和歌山市の毒物混入カレー事件などをはじめ、広範囲に及ぶ健康危機が発生しており、この小田原市内でも、炭疽菌の混入の疑いのある白い粉の届けに対する対応、腸管出血性大腸菌等による食中毒、SARSに関する相談、受診等への対応などの問題が起こっている。保健所がこれらに迅速かつ適切に対応し、医療機関と連携して健康被害の発生を最小限にいくとめ、拡大防止に取り組むためには、所長が医師でなければ、保健所の指導者としての責任を果たすことが難しい。</p> <p>また、日本では大規模な地震発生の可能性は大であり、世界の動向から、未知の感染症や危険な化学物質の国内への波及などの可能性も考えられ、複数の専門技術者を束ねる保健所の所長は、医師であることが不可欠であると考える。</p>
50	教員	<p>保健所は国民の安全衛生水準を維持するのに必要な機能です。</p> <p>一方、厚生省と労働省は統合されました。</p> <p>保健所と労働基準監督署の統合も必要でしょう</p> <p>保健所所長にマネジメント能力がないという指摘があります。</p> <p>確かに、大学というねずみの世話をしていたら論文がかけて、それで出世できるような仕組みにいる方を指すのであれば当方も否定しません。</p> <p>一方、人的資源・歯式運営管理の実務能力は、産業医をする中で体得できている仁もいらっしゃる事でしょう。</p> <p>また、京都大学大学院社会健康医学系専攻を始めとしたMPHプログラムや日本大学を始めとした医療系MBAプログラムで研鑽を積むという事で担保能力の証明は可能ではないでしょうか。</p> <p>安全や衛生の水準維持増進のために国家がその能力を担保するためにある資格、労働安全・衛生コンサルタント資格要件を保健所所長に課す事も必要ではないでしょうか。</p> <p>そしてこれらを推進するためにも、信賞必罰という言葉がありますが、これら資格取得者に対しては給与を厚くする事を通じた資質要件という質的吟味の必要性も考慮すべきと考えております。</p>
61	看護協会	<p>保健所・健康福祉センターなどの最高責任者は医師であることが望ましい。</p> <p>テロ(生物兵器)、感染症をはじめとする危機的状況発生時には、的確な判断と迅速な対応が迫られる。故に経験豊かな諸事に優れた医師であることを希望する。</p>
62	薬剤師	<p>保健所長が医師である必要があるかどうかについて、私はいしである必要もないと考えます。所長の職務はむしろ全体を見渡して管理する能力と事象に応じて適切にコーディネートする能力と思われるからです。医師は医学的知識という点では絶対のものがありますが、その専門性ゆえに、社会性が欠如していることもあります。保健所の仕事は、公衆衛生を中心として幅広くあります。委員の方からは発災時に即座に指示をだせるのは医師しかいないため、所長は医師であるべきという発言がありました。万が一の時のために日頃のほとんどの業務が犠牲になるのもどうかと思います。逆に発災時にそくざに相談できるエキスパートがいればよいと考えます。医師はいろいろな権利をものにして身動きできなくなっている幹事がします。独占してしまうことをいまこそ反省しシェアするためにも、このような公的立場から医師のパーターナリズムを崩していくべきとかんがえます。これは医師のためにもなることです。</p>
79	教員	<p>職種としての医師に限る必然性は乏しい。何故なら、医師の基礎教育・国家試験は保健所長としての能力を育成することを必ずしも意図しておらず、公衆衛生に関わる他職種と比して格段に適性があるとは言えない。医師という職種にこだわるよりは、一定の公衆衛生に関する学識・実務経験を備え、保健所長として求められる職務能力・資質を有する人材に広く門戸を開放することで、保健所長の質が保証され、保健所業務をより活性化することができるを考える。</p>
88	会社役員	<p>現在私は食品衛生推進員として、地域の食品衛生に関するボランティアを食品衛生指導員の時代から数えると24年間やっており、いささかなりとも保健所のお手伝いをさせて頂いております。</p> <p>その中で感じることは保健所が食品という人間の営みにかかせない重要な分野を扱っているということで、非常に多岐にわたっているということです。卑近な例では、BSE問題をはじめ、食中毒の問題などいずれも高度な専門的な知識を必要とするものばかりです。そこで医師である保健所長がその高度な専門的知識を生かし、的確な判断により迅速かつ有効な措置を講ずる必要があると思います。</p> <p>また、医師以外の人が所長を務めることになれば医師の確保はさらに難しくなると考えます。必ずしも自分よりも専門的な知識を有していないかも知れない人に指示を仰がなければならないという逆転現象が生じるからです。</p> <p>以上のような理由で私は現在の医師が保健所長を務める制度は維持する必要があると考えます。</p>

101	主婦	60	<p>保健所の事業は環境衛生、保健予防、健康増進と全て国民一人一人の健康づくりを目的とすることばかりである。</p> <p>最近世界的に日々危険を感じる事件が繰り返され、戦後58年を経過して安全な生活の中にあっても、いつ身近に危険が迫るか不安を感じる日々である。</p> <p>そんな状況において保健所のトップである所長は医師であることが適切と思われる。</p> <p>理由は昨年流行したSARSあるいはエイズ、世界のどこかで戦争がおこると話題になる生物兵器等、これから流行あるいは発生した地域住民の健康、安全を守るためにには社会で医師として経験した多くの知識、経験をもとに判断、指導するには医師が適切であると考える。</p> <p>地域住民の健康増進、環境の安全のためにも従来どおり保健所長は医師があたるべきと思われる。</p>
128	民生委員		<p>地域で起きている具体的問題を解決する最前線の保健所長を中心とした一体的な組織だというのも争いのないところです。そのためには所長に対し、人事、予算について充分な指揮権が与えられないと求心力が失われるというのは、組織にいた者としては絶えず思うことです。</p> <p>また、地域で医師会、その他関係機関の専門家と打ち合わせるには相互信頼のしきみ、キャリアに対する仲間意識も欠かすことのできない部分であるように思います。これは医師以外の参加者が保健所長が医師であることの権威というかハロー効果の部分も含まれます。長い間に渡って形成された部分は信頼関係を構築するために利用すべきだと思います。</p> <p>ただ、全てを集中するというと組織的にそれぞれが解決すべきものまで、いわゆる雑用の範囲まで持ち込まれる危険があります。</p> <p>また、医師としてのキャリアが保健所長就任時の期間ブランクとなり、その後のことへの影響が出ることは待遇の問題として真剣に考える必要があります。</p> <p>保健所長の職務内容の洗い出しをして、るべき内容について再整理すべきではないか。</p> <p>以上の上で公衆衛生学を主として修めた大学院博士コースの卒業生を医学の基礎修得し、行政官として素養のある方を有資格者として待遇を含めて考慮すべきであるが、これは長期的な見通しに立って検討する必要があると思います。</p>